

種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件
の一部を改正する告示案の概要

平成31年3月
農林水産省
食料産業局知的財産課

1 改正の趣旨

- (1) 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について品種登録の審査の指標となる「重要な形質」を定め、これを公示することとしている。これを受けて、平成20年4月1日農林水産省告示第534号（種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件）において、当該「重要な形質」を定めている。
- (2) 今般、
- ① 農林水産省令において、植物の区分を新たに定めることに伴い、当該区分ごとに、審査の指標となる重要な形質を定める必要があること
 - ② 既存の区分の重要な形質について、審査の運用結果を踏まえた見直しが必要であること
 - ③ 海外からの出願状況等を勘案し、外国との審査協力の促進等の必要性に応じて、植物新品種保護国際同盟が定める審査基準の国際的な標準（以下「UPOVテストガイドライン」という。）に準拠するための見直しが必要であること

から、本告示について所要の見直しを行う。

〔 ※ 我が国では、UPOVテストガイドラインに準拠した審査基準の整備について、既登録品種への影響の有無を確認するとともに、出願実態などの必要性を勘案しつつ、平成19年度から順次進めている（現在165種類を整備済み。今後も引き続き整備を進める。） 〕

2 改正の内容（別紙参照）

- ① 農林水産省令で新たに定める14区分について重要な形質を新設。
- ② 審査の運用結果を踏まえて見直しが必要と認められる2区分の重要な形質について改正。
- ③ UPOVテストガイドラインに準拠するための見直しが必要であると認められる3区分の重要な形質について改正。

3 施行期日

平成31年3月26日

(別紙)「重要な形質」を新設又は改正する区分

1 新設される区分

	区 分
1	ムラサキシキブ
2	クフェア ラモシッシマ
3	ギョウギシバ
4	ディエールヴィラ
5	エリアンツス アルンディナセウム
6	フィクス ルビギノザ
7	イヌツゲ
8	リンデルニア クレイスタンドラ
9	ロマンドラ
10	トキワマンサク
11	ネモフィラ
12	リベス サンガイネウム
13	セキネオ カンディタンス
14	トラキメネ コエルレア

2 審査の運用結果を踏まえて改正する区分

	区 分
1	カリオプテリス クランドネンシス
2	ストック

3 UPOVテストガイドラインに準拠して改正する区分

	区 分
1	ムクゲ
2	ローベリア エリヌス
3	ペチュニア